

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充による 経済好循環の実現を求める要請

内閣総理大臣 殿
財務大臣・内閣府特命大臣 殿
経済産業大臣 殿
厚生労働大臣 殿

【要請趣旨】

日本の最低賃金は2023年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1,500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

全労連と国民春闘共闘委員会は、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に向けて取り組みをすすめてきました。そのなかで、中小企業の経営者団体などとの懇談などで出されるのは中小企業の「体力」の問題です。

四半世紀以上に及ぶ実質賃金低下と物価高騰から、家計と企業の活力を取り戻し、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるため、最低賃金を全国一律制度にあらため、大幅に引き上げることが喫緊の課題です。地域経済の担い手である中小企業には約7割の労働者が働いており、地域経済の「好循環」を作り出すには、中小企業支援を抜本的に拡充することが必要です。

2023年地方最賃審議会答申・付帯決議のうち、41が中小企業・小規模事業者に対する支援策を求めています。現行の中小企業・小規模事業者支援策の拡充を強化するとともに新たな助成制度の創設、税・社会保険料の減免、物価高騰に伴う材料費や労務費の上昇分を価格転嫁できるようにするための取引の適正化などを求めており、地方の圧倒的な声となっています。中小企業憲章に基づき、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者への支援の強化を要請するとともに、中小の事業者に重くのしかかる消費税の税率引き下げとインボイス制度を中止することを求めます。

【要請事項】

- 最低賃金を大幅に引き上げるため、中小企業に対する特別補助などを創設してください。特に、中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の減免制度などを早急に実施してください。
- コスト増分の価格転嫁を阻害する行為への監督指導の強化、優越的地位の濫用禁止や不当廉売・原価割れ発注の禁止、短納期の規制など公正取引を確立してください。そのために、独占禁止法と下請二法を抜本改正してください。
- 中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行ってください。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、地方自治体での公契約条例の普及を支援してください。
- 中小企業対策費を大きく増額し、施策充実をはかってください。新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発、労働条件改善、人材確保などに関する中小企業への助成を拡充してください。
- 中小企業への低利融資や貸付条件の変更など、円滑な資金提供を行うよう金融機関を指導し、企業再生ファンドの活動ガイドラインを示すなど、中小企業が経営を継続できるための施策を強めてください。
- 消費税を5%へ減税し、免税点の引き上げを行ってください。インボイス制度はただちに、中止してください。法人税は累進課税とし、大企業に応分の負担を求めてください。法人税の外形標準課税制度は導入しないでください。

年　月　日

(団体・法人名及び住所)

(代表者名)

【取扱団体】全国労働組合総連合（全労連）・国民春闘共闘委員会

集約〆切：2024年4月26日（金）